

第4期特定健康診査等実施計画

背景・現状等	<p>安芸太田町国民健康保険では、平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健康診査及び特定保健指導を実施している。また、被保険者の生活習慣病の早期発見及び予防による健康保持増進並びに生活の質の向上を図るとともに医療費の適正化にも取り組んできた。また、事業実施に当たっては、平成20年に「第1期特定健康診査実施計画」、平成25年3月に「第2期特定健康診査等実施計画」、平成31年1月に「第3期特定健康診査等実施計画」を策定し、特定健診受診率向上に向けた受診勧奨や、特定保健指導を行ってきた。</p> <p>しかしながら、国が示す令和6年度市町村国保の目標実施率の特定健康診査60%、特定保健指導実施率60%は達成できておらず、令和11年度（第4期実施計画終了年度）までの6年間で国が示す実施目標を達成できるよう、段階的に実施率を引き上げていくこと、また、現状を維持することを目標とする。</p>
特定健康診査等の実態における基本的な考え方	<p>特定健康診査の結果より、高血圧、糖尿病等の生活習慣病の有病率が高く、それに伴い医療費が高くなってきている傾向にあるため、特定健康診査の受診率向上、特定保健指導の実施率向上により早期発見、早期治療で医療費を削減することが重要である。</p>

1 達成しようとする目標

	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
特定健康診査の実施率	54%	56%	58%	60%	60%	60%
特定保健指導の実施率	40%	45%	50%	55%	60%	60%
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 (該当者の減少率、 予備群の減少率)	20% 21%	20% 22%	20% 23%	21% 24%	21% 26%	22% 28%

2 特定健康診査等の対象者数

	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【特定健康診査】 対象者数	936人	865人	827人	813人	809人	814人
【特定健康診査】 目標とする実施者数	506人	485人	480人	488人	486人	489人
【特定保健指導】 対象者数	60人	60人	60人	60人	60人	60人
【特定保健指導】 目標とする実施者数	24人	27人	30人	33人	36人	36人

3.1 特定健康診査等の実施方法【特定健康診査】

対象者	40歳から74歳までの国民健康保険被保険者
実施場所	<p><集団健診> 山ゆり健診の健診会場で実施</p> <p><個別健診> 広島県国民健康保険団体連合会を代表保険者として、広島県医師会と集合契約を締結した契約健診機関及び医療機関で実施 町が実施する人間ドック健診事業の契約医療機関で実施（R5実績：3医療機関）</p>

法定の実施項目	
基本的な健診項目（健診対象者全員が受ける項目）	
項目	備考
問診	既往歴、服薬歴、喫煙習慣
身体計測	身長、体重、BMI（体格指数）、腹囲（内臓脂肪面積）
理学的所見	身体診察
血圧測定	収縮期血圧、拡張期血圧
- 1血液検査（脂質検査）	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
- 2血液検査（肝機能検査）	GOT（AST）、GPT（ALT）、-GTP（-GT）
- 3血液検査（血糖検査）	【食後10時間以上】基本的な健診「空腹時血糖」+追加健診「ヘモグロビンA1c」 【食後10時間未満】基本的な健診「ヘモグロビンA1c」のみ
尿検査	尿糖、尿蛋白
追加健診（集団健診で受けることができるもの）	
項目	備考
血液検査（腎機能検査）	血清尿酸、血清クレアチニン（eGFR含む）
血液検査（血糖検査）	ヘモグロビンA1c
血液検査（貧血検査）	貧血（赤血球数、血色素測定、ヘマトクリット値）
医師の判断によって追加的に実施する詳細な健診項目（一定の基準の下、医師の判断により選択的に受ける項目）	
追加項目	備考
貧血	対象者：当該年度の健診結果等において、下記のいずれかに該当した者 問診・視診：貧血の既往歴を有する者、貧血が疑われる者
血清クレアチニン（eGFR含む）	対象者：対象者：当該年度の健診結果等において、下記のいずれかに該当した者 血圧：収縮期 130mmHg以上、拡張期 85mmHg以上 血糖：空腹時血糖 100mg/dl以上、ヘモグロビンA1c（NGSP値）5.6%以上
12誘導 心電図（ 1 ）	対象者：当該年度の健診結果等において、下記のいずれかに該当した者 問診・視診：不整脈が疑われる者 血圧：収縮期 140mmHg以上、拡張期 90mmHg以上 1 心電図検査は、特定健診当日に実施した場合、『詳細な健診』として実施したこととする。
眼底（両側）検査（ 2、3 ）	対象者：対象者：当該年度の健診結果等において、下記のいずれかに該当した者 血圧：収縮期 140mmHg以上、拡張期 90mmHg以上 血糖：空腹時血糖 126mg/dl以上、ヘモグロビンA1c（NGSP値）6.5%以上 2 眼底検査は、特定健診当日から1か月以内に実施した場合、『詳細な健診』として実施したこととする。 3 今年度の血圧が非該当かつ血糖の結果が確認できない場合、前年度の健診結果で血糖が該当する者を含む。
実施時期又は期間	<集団健診> 5、6月の平日（R5年度実績：4会場、7日程）、10月の休日（R5年度実績：1会場、1日程） <個別健診> 当該年度の4月1日から翌年度3月31日まで ただし、当該年度の10月31日までの実施を基準とするが、年度内に受診された方についても対象とする。
外部委託の方法	< 外部委託の有無 > 有り < 外部委託の契約形態 > ・受診勧奨はがきの送付を委託する。 ・ICTによる申込システムの導入・運用を委託する。 ・集団健診の実施を委託する。
周知や案内の方法	町の広報、山ゆり健診の通知等で特定健康診査（特定健診キャンペーン案内を含む）についての周知を実施する。集団健診での受診者以外の健診対象者全員に、「特定健康診査受診券」を送付する。また、特定健康診査受診者全員に対して、morica（安芸大田町電子マネー）を付与し、次年度への継続受診に繋げる取り組みを行う。
事業者健診等の健診受診者のデータ収集方法	国民健康保険の被保険者が、労働安全衛生法に基づく事業者健診を受診した場合や個別に受診された人間ドック等の健診データについて、町商工会等と連携し対象者からの提供を求める。また、健診データ提供をした被保険者が特定健診キャンペーン（morica付与）対象となることから、この方法による健診データ取得も大いに見込める。
その他（健診結果の通知方法や情報提供等）	集団健診：健診実施1ヶ月後に健診結果を実施機関より郵送する。 個別健診：健診実施1ヶ月後に健診結果を実施機関より郵送もしくは対面で返却・結果説明を行う。

3.2 特定健康診査等の実施方法【特定保健指導】

対象者	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)の第4条に基づき、特定保健指導対象者の選定と保健指導レベルの階層化を行い、積極的支援、動機付け支援とされたもの				
対象者の階層	腹 囲	追加リスク 血糖 脂質 血圧	喫煙歴	対 象	
				40～64歳	65～74歳
	8.5cm (男性) 9.0cm (女性)	2つ以上該当	あり なし	積極的支援	動機付け支援
		1つ該当			
	上記以外で BMI 2.5	3つ該当	あり なし	積極的支援	動機付け支援
		2つ該当			
1つ該当					
実施場所	グループ支援の運動指導、栄養指導については、利便性や個々の生活状況やニーズを踏まえて、公共施設を中心に実施する。				
実施内容	動機付け支援	標準的な健診・保健指導プログラムに準じて、町保健師による個別支援またはグループ支援を行う。グループ支援では、積極的支援と同時実施する運動を中心としたプログラム、生活習慣病予防事業への参加を呼びかける。保健指導終了後、対象者がすぐに実践【行動】に移り、その生活が継続できることをめざす。			
	積極的支援	標準的な健診・保健指導プログラムに準じて、町保健師による個別支援またはグループ支援を行う。グループ支援の場合は、外部委託指導者による運動を中心としたプログラムを実施し、管理栄養士による栄養指導、医師の講演などの生活習慣病予防事業と合わせて3ヶ月以上継続的支援する。個別支援の場合は、保健師による電話、訪問等により3ヶ月以上の継続的支援を実施する。支援プログラム終了後、対象者が【行動】に移り、その生活が継続できることをめざす。			
実施時期又は期間	年1回あるいはそれ以上				
外部委託の方法	< 外部委託の有無 > 有り < 外部委託の契約形態 > グループ支援の運動指導、栄養指導については、本町が委託する健康運動指導士及び管理栄養士により実施する。				
周知や案内の方法	特定健康診査2か月後に、個別で通知。				
特定保健指導対象者の重点化 (重点化の考え方等)	特定保健指導の対象者の抽出(重点化)の方法について、基本的には希望するすべての対象者に対し特定保健指導を実施する。 対象者が多く、すべての対象者に対応することが困難な場合には、効果的・効率的な保健指導を実施するために、予防効果が多く期待できる層を優先的に実施する。 具体的には特定健康診査受診者にリスクに基づく優先順位をつけ、必要性に応じた保健指導レベル別の支援を実施する。 特定保健指導対象者の優先順位の考え方 ・健診結果の数値から、最もリスクが大きいと判断される対象者 ・年齢が比較的若い対象者 ・健診結果の保健指導レベルが、情報提供レベルから動機付け支援レベル、動機付け支援レベルから積極的支援レベルに移行するなど、健診結果が前年度と比較して悪化し、より緻密な保健指導が必要になった対象者 ・質問票の質問項目の回答により、生活習慣病の必要性が高い対象者 ・前年度、積極的支援及び動機付け支援の対象者であったにもかかわらず、保健指導を受けなかった対象者				

3.3 特定健康診査等の実施方法に関する事項【年間スケジュール等】		
特定健康診査・特定保健指導	年度当初	4月：特定健康診査事業、特定保健指導事業の評価、見直しを行う。 特定健康診査対象者のリスト、特定保健指導の候補者リストを作成する。
	年度の前半	4月：個別健診の開始。 5、6月：山ゆり健診（集団健診）の実施。 保健指導対象者には初回面談の実施。以降、保健指導を年数回行う。 7月：実施機関より、山ゆり健診（集団健診）結果の郵送。 みなし健診対象者に検査結果の情報提供依頼の通知を送付。 特定健康診査等未受診者、未申込者に対して受診勧奨はがき（第1回目）、受診券を送付。
	年度の後半	10月：山ゆり健診（集団健診）の実施。 11月：実施機関より、山ゆり健診（集団健診）結果の郵送。 特定健康診査等未受診者、未申込者に対して受診勧奨はがき（第2回目）を送付。 2月：集団健診、個別健診のICTによるオンライン申込、案内チラシの配布による書面または電話による申込開始。 特定健康診査等未受診者、未申込者に対して前年度、新年度の特定健康診査等の受診勧奨はがき（第3回目）を送付。 3月：個別健診終了。
月間スケジュール	特定健康診査等受診者のリスト化 特定保健指導終了者に必要に応じて地区別の健康教室の案内 など	

4 個人情報の保護	
記録の保存方法	広島県国民健康保険団体連合会専用端末の『特定健診等データ管理システム』等にて保存
保存体制、外部委託の有無	<p>・特定健康診査・保健指導に関するデータの管理は、広島県国民健康保険団体連合会に委託し、保管期間は、原則7年間とする。</p> <p>・保健事業の実施に当たっては、医療機関、委託事業者、費用請求等の事務を代行する代行機関及び国等との間でデータがやり取りされ、そのことによってデータが活用されることとなる。 本計画の実施で得られる健康情報の取扱いについては、個人情報保護法に基づく「国民健康保険組合における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」ならびに安芸太田町個人情報保護条例に基づいて行う。 なお、守秘義務規定は次のとおりである。</p> <p>○国民健康保険法（平成20年4月1日施行） 第120条の2 保険者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が、正当な理由なしに、国民健康保険事業に関して職務上知得した秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（平成20年4月1日施行） 第30条 第28条の規定により保険者が特定健康診査等の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合にあってはその役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者は、その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。 第167条 第30条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

5 特定健康診査等実施計画の公表・周知	
特定健康診査等実施計画の公表方法	本計画は、町ホームページ等で公表するとともに、会議や町広報等を利用して計画概要の周知を行う。
特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法	町民に対し、2月に集団健診、個別健診のICTによるオンライン申込、案内チラシの配布による書面または電話による申込を実施する。また、町広報誌に掲載し普及啓発を行う。 なお、国民健康保険被保険者のうち、特定健康診査等未受診者、未申込者に対しては8月、11月、2月に再度受診勧奨を行う。

6 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

<p>特定健康診査等実施計画の評価方法</p>	<p>「 個別事業計画（特定健康診査）、（特定保健指導）」により計画された保健事業について、年度ごとに計画どおり実施できたか、その効果や成果などから判断し、必要に応じて翌年度以降の事業内容等の見直しを行うため、P D C Aサイクル に沿って評価を行う。 P D C Aサイクル・・・Plan(計画)-Do(実施)-C check(評価)-Action(改善)。業務改善の手法のひとつ。</p> <p>1 個別事業の評価方法 成果目標を達成するために取り組む第3章の個別事業の評価にあたっては、4つの評価項目ごとに年度ごとに評価を行うこととし、必要に応じて翌年度以降の事業内容等の見直しを行う。</p> <table border="1" data-bbox="475 432 1294 958"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>内容</th> <th>評価点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業構成・実施体制等 (ストラクチャー)</td> <td>だれがどういう体制で (事業計画、人的体制、 予算、実施施設など)</td> <td>円滑、順調に実施できた 4点 ほぼ計画どおりに実施できた 3点 一部変更があったが概ね実施できた 2点</td> </tr> <tr> <td>実施過程 (プロセス)</td> <td>どうやって (周知方法、実施手順・ 方法、会場設営、記録など)</td> <td>一部問題があったが実施できた 1点 実施できなかった 0点</td> </tr> <tr> <td>事業実施量 (アウトプット)</td> <td>どのくらいやって (特定健診受診率、特定 保健指導終了率など)</td> <td>予め目標値を設定し、その目標値と 実績値との割合により評価 達成率 = 実績値 ÷ 目標値 × 100 実績値を下げることを目標とする 場合は次の算定式とする。</td> </tr> <tr> <td>成果 (アウトカム)</td> <td>どうなったか (対象者の実施前との 変化や効果など)</td> <td>達成率 = (2 - 実績値 ÷ 目標値) × 100 評価点数 達成率100以上 5点 達成率85～100未満 4点 達成率70～85未満 3点 達成率50～70未満 2点 達成率50未満 1点</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	内容	評価点数	事業構成・実施体制等 (ストラクチャー)	だれがどういう体制で (事業計画、人的体制、 予算、実施施設など)	円滑、順調に実施できた 4点 ほぼ計画どおりに実施できた 3点 一部変更があったが概ね実施できた 2点	実施過程 (プロセス)	どうやって (周知方法、実施手順・ 方法、会場設営、記録など)	一部問題があったが実施できた 1点 実施できなかった 0点	事業実施量 (アウトプット)	どのくらいやって (特定健診受診率、特定 保健指導終了率など)	予め目標値を設定し、その目標値と 実績値との割合により評価 達成率 = 実績値 ÷ 目標値 × 100 実績値を下げることを目標とする 場合は次の算定式とする。	成果 (アウトカム)	どうなったか (対象者の実施前との 変化や効果など)	達成率 = (2 - 実績値 ÷ 目標値) × 100 評価点数 達成率100以上 5点 達成率85～100未満 4点 達成率70～85未満 3点 達成率50～70未満 2点 達成率50未満 1点
評価項目	内容	評価点数														
事業構成・実施体制等 (ストラクチャー)	だれがどういう体制で (事業計画、人的体制、 予算、実施施設など)	円滑、順調に実施できた 4点 ほぼ計画どおりに実施できた 3点 一部変更があったが概ね実施できた 2点														
実施過程 (プロセス)	どうやって (周知方法、実施手順・ 方法、会場設営、記録など)	一部問題があったが実施できた 1点 実施できなかった 0点														
事業実施量 (アウトプット)	どのくらいやって (特定健診受診率、特定 保健指導終了率など)	予め目標値を設定し、その目標値と 実績値との割合により評価 達成率 = 実績値 ÷ 目標値 × 100 実績値を下げることを目標とする 場合は次の算定式とする。														
成果 (アウトカム)	どうなったか (対象者の実施前との 変化や効果など)	達成率 = (2 - 実績値 ÷ 目標値) × 100 評価点数 達成率100以上 5点 達成率85～100未満 4点 達成率70～85未満 3点 達成率50～70未満 2点 達成率50未満 1点														
<p>特定健康診査等実施計画の見直しに関する考え方</p>	<p>年度ごとに計画どおり実施できたか、その効果や成果などから判断し、必要に応じて翌年度以降の事業内容等の見直しを行う。なお、見直しを行う際は必要に応じ関係部署の意見を求めるほか、安芸太田町国民健康保険事業の運営に関する協議会に報告、意見等をいただくこととする。</p>															

7 その他事項

<p>事業運営上の留意事項</p> <p>1 庁内での実施体制 本計画の保健事業の推進に当たっては、次の担当部署の職員が連携するとともに、関係団体と協力しながら効率的、効果的に進める。 ・国民健康保険主管課 ・保健事業主管課 ・介護保険主管課</p> <p>2 町内関係団体との連携・協力 (1) 安芸太田町内医療機関等 ・特定健康診査等の受診勧奨などについて (2) 健康安芸太田21推進委員、安芸太田町公衆衛生推進協議会 ・特定健康診査の受診勧奨などについて ・食育等を通じた健康づくり活動の推進などについて ・地区の健康教室等を通じた健康活動の推進などについて</p> <p>3 実施体制の確保 各保健事業の担当者は、常に最新の情報を収集するとともに研修会への参加により事業の質の向上を図る。</p>	
---	--